

JOUSEI EAGLE 会員規則

第1条 名称

本会は JOUSEI EAGLE と称する
日本ドッジボール協会に加盟した公式ドッジボールの団体である

第2条 事務所

本会の事務所は 監査役宅 岐阜市萱場東町9-3-1に置く

第3条 目的

本会は公式ドッジボール競技を通じて会員の健全な心身の育成と競技の技術向上を図ると共に以下の事を振興する

- (1)自分で考え 行動する事ができる「自主性」を養う
- (2)自らの行いに 常に責任を持ち行動する「自己責任」の精神を養う
- (3)思うようにできない事や失敗する体験を繰り返す中で 創意工夫する事や努力する事の大切さを体得して より良い社会生活を送るための知恵を育み いつも前向きに取り組むことができる「向上心」を養う
- (4)スポーツ活動を通じてフェアプレイの意味を理解し「フェアプレイ七か条」を 普段の生活の中で行動の指針として活用し 自ら人格形成に努める
- (5)地域のスポーツ活動を推進し 地域の子育て支援を行い 地域のコミュニティを形成することで「生涯スポーツ社会」の実現に努める

以上の理念を目的とし 2013年1月1日に創立する

第4条 活動

本会は 前条の目的を達成するために次の活動を実施する

- (1)自分を試す機会としての「ドッジボール大会への参加」
- (2)交流チームと親交を深める為の「練習試合」
- (3)心身の発達や技術向上のための「練習」
- (4)地域のスポーツ振興のための「ドッジボール教室の開催」
- (5)クラブの団結を図るための活動
- (6)その他 目的の達成に必要な活動

第5条 会員

本会の会員は 次の2種類とする

- (1)正会員は この会の目的に賛同し入会した者とする
- (2)賛助会員は この会の活動を賛助するために入会した者とする

第6条 入会

本会に入会しようとする者は 次の書類を提出する

- (1)入会申込書
- (2)その他 必要な書類（スポーツ保険の加入手続き等に関する書類など）

第7条 会費

会員は活動に必要な金額を会費として納入する 金額については総会において別に定める

第8条 退会

- 1項 本会の会員は 代表または監督に意思表示をする事で任意に退会する事ができる
- 2項 会員が 次の各号のいずれかに該当する時は退会したものとする
 - (1)正当な理由なく1年以上連絡が取れない場合
 - (2)正当な理由なく1年以上会費を納入しない場合

第9条 役員

- 1項 本会に次の役員を置く
 - (1)代表 (2)副代表 (3)監査役 (4)監督 (5)父母会長 (6)会計
- 2項 役員は 総会の互選により選出し 任期は1年とする ただし再任を妨げない

第10条 職務

- 1項 代表は 本会を代表してその活動を総括する
- 2項 副代表は代表を補佐し これに事故ある時または欠席の時は その職務を代行する
- 3項 監査役は 本会の活動および財産の状況を監査する
- 4項 監督は ドッジボールの指導についての全責任を委任される
- 5項 父母会長は 本会の後援を行う父母会を代表し 各役員との調整を行う
- 6項 会計は 会費の徴収を行い 収支の管理を行う

第11条 解任

- 役員が次の各号のいずれかに該当する時は総会の決議によりこれを解任する事ができる
- (1)心身の障害により 職務の執行に堪えられないと認められる場合
 - (2)不正行為を行い 本会員に不相当と認められた場合
 - (3)役員本人による意思表示がある場合

第12条 総会

- 1項 本会の総会は正会員を持って構成し年1回開催するものとする
ただし必要がある場合は 臨時に開催する事ができる
- 2項 総会は 以下の事項について決議する
 - (1)会員規則の変更
 - (2)解散
 - (3)活動の変更
 - (4)活動報告および収支決算
 - (5)役員を選任または解任
 - (6)その他 本会の会費・運営に関する重大事項
- 3項 総会は 正会員の3分の2の 出席がなければ 開催する事ができない

第13条 議事録

総会の議事録については 第12条2項の(1)(2)(3)および(6)についての決議がされた場合に作成する

第14条 役員会

- 1 項 役員会は 代表または監督が必要であると判断した場合に開催する
- 2 項 役員会は 役員を持って構成する ただし 監査役は除く
- 3 項 役員会は 総会の議決した事項の執行に関する事項および その他総会の決議に
要しない業務の執行に関し決議する

第15条 父母会

- 1 項 本会の会員が未成年者の場合に その保護者によって構成する
- 2 項 父母会は未成年者の健全育成に相互の親睦・協力を図るために次の会議を開催する
 - (1)定例会 毎月1回 開催する
 - (2)臨時集会 必要に応じて開催する
 - (3)選考会議 次年度の父母会長の選出のために開催する
- 3 項 父母会は 以下の事項のついて協議する
 - (1)会則の改定などに関する議事
 - (2)子供の発育に関する問題や 社会的問題（いじめ問題）などに関する
報告 相談 協議をして必要に応じて 代表に臨時総会の開催を要請する
全ての会員が問題について連携して対応する
 - (3)その他 本会の運営に必要な事項

第16条 活動報告書および決算

代表は 毎年度の活動終了後1カ月以内に 事業報告書/収支計算書/決算書/次年度の
予算書を作成し 監査を経て 総会の承認を得なければならない

第17条 活動年度

本会の活動年度は 4月1日に始まり 翌年3月31日までとする

第18条 事務局

本会の事務を処理するために事務局を置く

第19条 委任

この会則に定めのない事項は総会の決議を経て代表が別に定める

第20条 変更

この会則は 総会において会員の3分の2以上の承認がなければ変更できない

(附則) この会則は 2013年1月1日から施行する